

《生活サポート総合補償制度ご請求の必要書類に関して》

ご請求の事案	保険金請求書	添付書類	備考
入院した場合 (病気・ケガ共通) →付添介護保険金 →差額ベッド費用 →入院諸費用 →入院一時金	■生活サポート総合補償 制度保険金請求書兼同意書 ■入院/付添介護状況/ 差額ベッド費用申告書	■領収書コピー もしくは 退院証明書コピー □雇い入れ付添介護 利用の場合はその 領収書コピー	診断書が必要 になる場合が あり。
ケガをした場合 →死亡保険金 →後遺障害保険金 →入院保険金 →手術保険金 →通院保険金	■生活サポート総合補償 制度保険金請求書兼同意書	■領収書もしくは 診察券のコピー ■死亡の場合は 死亡診断書コピー	診断書が必要 になる場合が あり。 死亡の場合、 別途必要書類 案内。
病気で亡くなった 場合 →葬祭費用保険金	■生活サポート総合補償 制度保険金請求書兼同意書	■葬儀代領収書コピー ■死亡診断書コピー	その他必要書 類がある場合 があり。
他人へ損害を 与えた場合 →個人賠償責任保険金	■AIG総合補償制度保険金 請求書兼同意書(賠償用) ■承諾書(免責証書) ※必要な場合のみ	■見積書 原本 ■請求書 原本 ■領収書 原本 ■被害状況写真 (撮れなかった場合 不提出理由書)	
弁護士費用	■AIG弁護士費用等補償特約 保険金請求書兼同意書	■弁護士からの 領収証明書(領収書)	
職業従事中事故対応費 用補償	■AIG職業従事中事故対応費用 補償 保険金請求書兼同意書	■見積書 原本 ■請求書 原本 ■領収書 原本 ■被害状況写真 (撮れなかった場合 不提出理由書)	場合によって 診断書など必 要にことあり

※この表はあくまでも目安になりますので、ケースによっては、他に必要となる書類があります。その都度、個別にご案内させていただきます。

《提出先》

入院給付金の請求、ケガ(傷害)保険金の請求、葬祭費用保険金、個人賠償責任保険金、
 弁護士費用、職業従事中事故対応費用補償・・・栃木県知的障害児者生活サポート協会